学校(園)でけがをしたときは…

独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)では、学校(園)で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費を、国・学校(園)の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。
その仕組みを**「災害共済給付制度」**といいます。

先日体育の授業でけがをしたヒデオくん。病院での治療を受けたようです。

「医療等の状況」を…

JSCから給付金が支払われます！

学校(園)で、けがなどをして病院にかかった場合は、学校(園)を通じて、JSCへ請求してください。JSCで審査させていただきます。

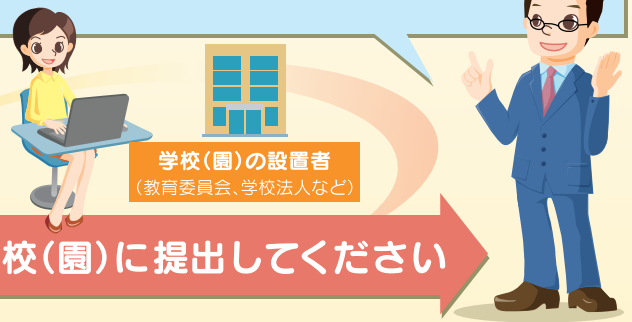

学校(園)の設置者
(教育委員会、学校法人など)

学校(園)に提出してください

＊健康保険が適用される受診が対象です。
＊受診した次の月から２年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

お願い

『医療等の状況』を医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいております。
なお、『医療等の状況』などを持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

学校(園)の管理下って？

1 授業中（保育中を含む）
例 各教科、遠足、修学旅行、大掃除など

2 学校の教育計画に基づく課外指導中
例 部活動、林間学校、臨海学校など

3 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
例 始業前、業間休み、昼休み、放課後

4 通常の経路及び方法による通学(園)中
例 登校(登園)中、下校(降園)中

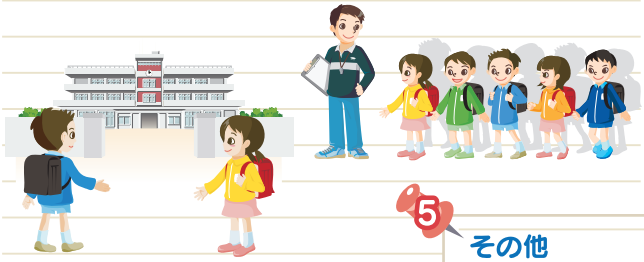

5 その他
寄宿舎にあるとき

こんなときに給付金をお支払いします

医療費	学校(園)の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上の負傷・疾病
障　害	負傷や疾病が治った後に残った後遺症(その程度によって第1級から第14級まで区分)
死　亡	学校(園)の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡、突然死

授業中にはさみで指を切る

遠足で虫に刺される

休憩時間に鉄棒から落下

通学中に自転車で転倒

令和4年度の災害共済給付の収支状況

災害共済給付は、国の補助金と学校(園)の設置者及び保護者にお支払いいただいた掛金から給付を行っています。

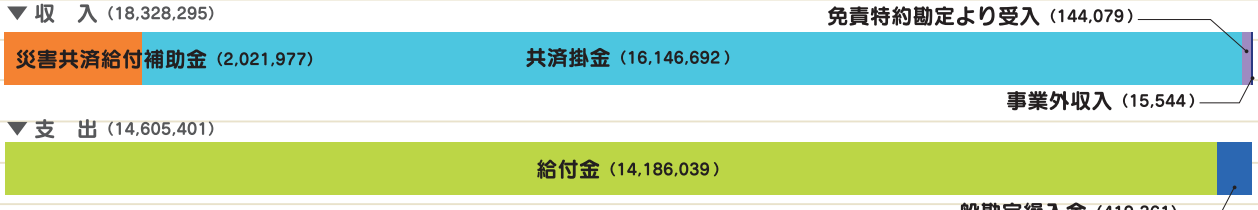

※金額は、千円未満切捨てのため、合計金額は一致しません。
※収支の差額については、翌事業年度以降の災害共済給付業務に充てられます。

（単位：千円）

これは概要をお知らせするチラシです。詳しくは、「災害共済給付制度」のお知らせ、JSC ホームページをご覧ください。

JAPAN SPORT COUNCIL
日本スポーツ振興センター

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/